

鈴鹿市庁用汎用封筒広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が業務に使用する目的で作成する庁用汎用封筒（以下「封筒」という。）への広告の掲載に関し、鈴鹿市広告掲載要綱（平成20年鈴鹿市告示第77号。以下「要綱」という。）及び鈴鹿市広告掲載基準に規定するほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告は、封筒の裏面に掲載するものとし、広告を掲載する枠（以下「掲載枠」という。）の位置及び枠順は、別図のとおりとする。

(広告掲載枠の大きさ等)

第3条 掲載枠の大きさ及びその数は、封筒の規格ごとに次のとおりとする。ただし、市が必要と認めた場合は、この限りでない。

封筒の規格	掲載枠の大きさ	掲載枠の数
長形3号	縦5cm×横10cm	3枠
角形2号	縦8cm×横10cm	4枠

2 広告は、1色刷りとし、市が指定する色を用いて印刷するものとする。

3 広告の掲載枠の外側には、自主財源の確保を目的とした広告である旨及び広告の責任の所在を明瞭にした旨を印刷するものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則として封筒の納品日からおおむね1年以内とする。ただし、封筒の使用状況により1年を超えることができるものとする。

(広告主の募集方法等)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）の募集は、市と庁用汎用封筒広告掲載枠売上の権利に係る契約を締結し、掲載枠を購入した広告代理業を営む者（以下「広告代理店」という。）を介して行うものとする。

2 広告代理店は、物品購入等入札（見積）参加資格者名簿に登録されている業者の一般競争入札又は指名競争入札により決定するものとする。

3 前項の一般競争入札又は指名競争入札に当たっては、封筒の種類ごとに印刷数量等を示して行うものとする。

(広告の掲載の優先順位)

第6条 広告の掲載の掲載順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 民間企業等で公共性の高いものに係る広告
- (2) 民間企業等で市内に事業所等を有するものに係る広告
- (3) 前2号に掲げる広告以外の広告

(広告の掲載の申込み等)

第7条 要綱第5条の必要な書類は、広告の原稿及び誓約書（別記様式）とする。

(原稿の提出等)

第8条 要綱第6条の規定による通知を受けた広告代理店は、広告主と調整後、広告の原稿及びその原稿の電子データを市が指定する日までに、指定場所へ提出するものとする。

2 前項の規定による原稿の提出等に関する経費は、広告代理店が負担するものとする。

(広告の掲載枠に係る代金の納付)

第9条 広告代理店は、第5条第1項に規定する契約に基づき、市が指定する日までに、その購入した掲載枠に係る代金を市に納付しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、封筒への広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。